

福島市サービス付き高齢者向け住宅事業登録事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。以下「政令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令、国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、市長が行うサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事前協議)

第2条 法第5条第1項の規定によるサービス付高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長と事前協議を行わなければならない。

2 申請者がサービス付き高齢者向け住宅を建築しようとする場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認申請の前までに、協議を行わなければならない。

3 申請者が施設等を活用し、その建物を改修することによりサービス付き高齢者向け住宅としての用途に変更しようとする場合は、建築基準法第87条第1項の規定による用途の変更を申請する前までに、協議を行わなければならない。

4 第1項の事前協議は、登録申請事前協議依頼書（様式第1号）に、共同省令第7条第1号及び第2号までに規定する書類を添えて行うものとする。

5 前項に規定する依頼書及び添付書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

(登録の申請)

第3条 法第6条第1項の規定による登録の申請は、共同省令第4条に規定する申請書（共同省令別記様式第1号）に、共同省令第7条に規定する書類を添えて行うものとする。

2 共同省令第7条第2号に規定する書類は、加齢対応構造等のチェックリスト（様式第2号）を用いて作成するものとする。

3 第1項に規定する申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

(市長が必要と認める書類)

第4条 共同省令第7条第6号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 各住戸の専用部分の面積を示す求積図及び求積表
- (2) 各住戸の専用部分の面積が25平方メートルに満たない場合にあっては、共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分の求積図及び求積表
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認申請が必要な場合にあっては、同法第6条第1項又は第6条の2に規定する確認済証の写し

(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の規定による有料老人ホームに該当する場合にあっては、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の5第14号に規定する入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

(5) その他市長が必要と認める書類

（登録の通知）

第5条 法第7条第3項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録通知書（様式第3号）により行う。

（登録の基準に適合しない旨の通知）

第6条 法第7条第4項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の基準に適合しない旨の通知書（様式第4号）により行う。

（登録の拒否の通知）

第7条 法第8条第2項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録拒否通知書（様式第5号）により行う。

（登録事項等の変更の届出）

第8条 法第9条第1項の規定による登録事項等の変更の届出は、共同省令第16条第1項に規定する登録事項等変更届出書（共同省令別記様式第2号）に、同条第2項に規定する書類を添えて行うものとする。

2 前項に規定する届出及び添付書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

（地位の承継の届出）

第9条 法第11条第3項の規定による地位の承継の届出は、地位承継届出書（様式第6号）により行うものとする。

（廃業等の届出）

第10条 法第12条第1項及び第2項の規定による廃業等の届出は、廃業等届出書（様式第7号）により行うものとする。

（登録の抹消の申請）

第11条 法第13条第1項第1号の規定による登録の抹消の申請は、登録抹消申請書（様式第8号）により行うものとする。

（登録の抹消の通知）

第12条 前条の申請に対する登録の抹消の通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録抹消通知書（様式第9号）により行う。

（取下げの届出）

第13条 第3条の申請、第11条の申請、第8条の届出、第9条の届出、第10条の届出及び第13条の届出をした者が、これを取り下げようとする場合は、登録申請等の取下げ届出書（様式第10号）により行うものとする。

(報告)

第14条 法第24条第1項の規定により登録事業者又は管理等受託者に求める報告は、次の各号によるものとする。

- (1) 毎年3月末日現在における登録事業の状況について、当該年の4月末日までに、サービス付き高齢者向け住宅事業定期報告書(様式第11号)にて市長に報告するものとする。
- (2) 登録住宅において、重大な事故又は災害等が発生した場合には、直ちにサービス付き高齢者向け住宅事業事故(災害)報告書(様式第12号)により市長に報告するものとする。

2 登録事業者又は管理等受託者は、前項のほかその他業務に関し必要な報告を求められたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業実施状況報告書(様式第13号)により市長に報告するものとする。

(検査)

第15条 法第24条第1項の規定による立入検査は、住宅の供用開始後概ね1年以内に実施し、以後必要に応じて随時実施する。

- 2 立入検査を行うときは、あらかじめ登録事業者又は管理等受託者に対し、立入検査の日時、検査内容及び立入検査に必要な書類等をサービス付き高齢者向け住宅事業立入検査通知書(様式第14号)により通知するものとする。
- 3 登録事業者又は管理等受託者に前項による立入検査の結果をサービス付き高齢者向け住宅事業立入検査結果通知書(様式第15号)により通知するものとする。
- 4 立入検査の結果、改善又は是正すべき事項については、登録事業者又は管理等受託者にサービス付き高齢者向け住宅事業措置状況報告書(様式第16号)により、措置状況の報告を求めるものとする。

(指示)

第16条 法第25条第1項から第3項までの規定により指示するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業指示書(様式第17号)により通知するものとする。

- 2 前項の指示を受けた登録事業者又は管理等受託者は、速やかに指示事項を改善したうえで、サービス付き高齢者向け住宅事業指示事項改善報告書(様式第18号)により市長に報告しなければならない。

(登録の取消の通知)

第17条 法第26条第3項の規定による登録の取消しの通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録取消通知書(様式第19号)により行う。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。